会員の懲戒処分について(お知らせ)

当会員の成年後見活動において苦情の申立があり、苦情対応機関にて調査を 行い慎重に協議を行った結果、当該会員を岩手県社会福祉士会懲戒規則第4条 に基づき「戒告処分」としておりますので、お知らせいたします。

処分理由は、以下の通りとなります。

- 1. 「正会員及び会に対する苦情対応規程」第2条第2項、および倫理綱領・ 行動規範に照らして、会員の行為が不適切であること
- 2. 「社会福祉士の行動規範」に照合し、以下の複数項目に抵触したこと
 - I. クライエントに対する倫理責任
 - IV. 専門職としての倫理責任
- 3. 「権利擁護センターぱあとなあ岩手名簿登録規程」第 9 条(活動状況の把握・活動報告)における虚偽報告は、組織に対する重大な倫理違反であること

当会では被後見人及び関係機関へのフォローを行うとともに再発防止に向けて、内部牽制体制の見直し、強化について対応しておりますことを申し添えます。

2025年8月12日 一般社団法人岩手県社会福祉士会 会 長 坂 口 繁 治